

新型コロナウイルス感染症対策のため
ご自宅からの申告にご協力ください

郵送による申告

◆申告書の作成
ご自宅などのパソコンから、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し印刷してください。または、税務署や役場税務課窓口（2-1 窓口）で配布している確定申告書様式により作成してください（確定申告関係用紙は、1 月下旬から設置予定です）。

◆提出方法
仙台国税局業務センター盛岡分室（〒020-8504 盛岡市本町通 3-8-37 盛岡税務署内）へ必要料金分の切手を貼り郵便により提出、または 2 月 16 日（水）～ 3 月 15 日（火）に役場 4 階の確定申告書作成会場内の「提出ボックス」へ投函してください。

住民税申告も郵送で行えます

住民税申告が必要な方で、ご自分で申告書を作成し郵送で提出したい場合は、申告書用紙を送付します。役場税務課賦課係（☎611-2522）までお問い合わせください。

e-Tax による電子申告

- ◆利用可能時間
1 月 4 日（火）午前 8 時 30 分～ 3 月 15 日（火）
※ 24 時間利用できます（メンテナンス時間を除く）。
- ◆利用方法
 1. マイナンバーカード方式
準備するもの：①マイナンバーカード（電子証明書が格納されているもの）、②インターネットに接続されているパソコン+IC カードリーダー（家電量販店などで購入可能）、またはマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンなど
※マイナンバーカードは申請から交付まで 1～2 カ月かかります。カードの取得方法は、役場町民環境課戸籍窓口係（☎611-2502）へ。
 2. ID・パスワード方式
マイナンバーカードや IC カードリーダーをお持ちでない方も、ID とパスワードを使いパソコン、スマートフォン、タブレット端末などで電子申告ができます。
ID とパスワードは、税務署で本人確認を行った後、発行されます。発行を希望する方は、①運転免許証やマイナンバーカードなど写真付身分証明書、②利用者識別番号をすでにお持ちの方は申告書の控え、または税務署から送付された確定申告のお知らせがきなどを持参して、盛岡税務署でお手続きください。
※役場では発行ができませんので、ご注意ください。
- ◆問い合わせ
詳しくは、盛岡税務署（☎622-6141）にお問い合わせるか、国税庁 e-Tax ホームページをご覧ください。

町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、申告会場への来場が不要な e-Tax や郵送による申告を勧めています。申告方法の詳細は、5 ページをご覧ください。

盛岡税務署は、e-Tax や郵送での確定申告を利用できない方を対象に、令和 4 年 2 月 16 日から 3 月 15 日までの平日に、確定申告書作成会場を盛岡駅西口のアイーナに開設します。

これに伴い町は、高齢などのためにアイーナ会場に行くことができない方や e-Tax、郵送を利用できない方や住民税の申告をする方を対象に 2 月 16 日から、確定申告書作成会場を 7 ページのとおり開設しますのでご利用ください。

アイーナ会場や役場会場で申告した方の場合、「利用者識別番号」の確認などに申告書などの控えや税務署から送付されるがきを使用しますので、お持ちください。

1月31日～2月4日
収支内訳書作成相談会

町の会場で所得税の確定申告書を作成する白色申告の方、また、住民税の申告をする方で、事業所得（営業・農業等）や不動産所得を有する方を対象に、収支内訳書作成相談会を 1 月 31 日から 2 月 4 日まで開催します（収支内訳書作成相談会場では、確定申告書を受け付けしません）。

申告にあたっての
その他の注意点

- 申告にあたっては、6 ページ内容をご確認の上、次の点についてもご協力をお願いします。
- 複雑な内容のため、自分で収支内訳書や申告書を作成することが難しい方は、税理士へ相談しましょう。
- 申告は定められた書面で行うことにより有効となります。電話や手紙などによる申し出では、申告を行ったことになりません。

なお、青色申告の決算書の作成相談は対象外です。

左ページの日程表をご確認の上、過去 2～3 年分の収支内訳書の控え（控えがないと減価償却費の計算が行えません）、収支計算に必要な帳簿や伝票など収入支出の分かる関係書類や筆記用具、計算機などをお持ちください（帳簿や伝票は収入と経費の科目ごとに分けるなど、事前に分類してご来場ください）。

◎事業所得（営業・農業等）、不動産所得のある方

収支内訳書作成相談会

◎会場：役場 4 階大会議室

※確定申告は受け付けしません

	午前の部 9 時～ 11 時	午後の部 1 時～ 3 時
1/ 31 (月)	広宮沢 1～2 区・流通センター 新田 1～2 区・矢巾 1～3 区	城内・煙山 南煙山・下北
2/ 1 (火)	上赤林・下赤林・矢次	南矢幅 1～7 区・南昌
2/ 2 (水)	西徳田 1～2 区 東徳田 1～2 区	間野々・土橋・北郡山
2/ 3 (木)	高田 1～3 区・藤沢	舘前・和味・室岡
2/ 4 (金)	岩清水・太田	桜屋・白沢

申告書にマイナンバーの記載が必要です！

所得税および復興特別所得税の確定申告書などの各種申告書や法定調書などは、**①マイナンバーの記載、②本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。**

なお、本人確認書類は、①マイナンバーカード、②マイナンバーカードをお持ちでない方は番号確認書類と運転免許証など本人確認ができるもの、となります。

<役場やアイーナで申告する場合>
申告する方の「マイナンバーカード」、または「番号確認書類+運転免許証など」をお持ちください（代理の場合は写し）。

<申告書を郵送する場合や、役場の提出ボックスに投函する場合>
申告する方の「マイナンバーカードの写し」、または「番号確認書類の写し+運転免許証などの写し」を忘れずに同封してください。



今年も確定申告の時期が近づいてきました。確定申告は、昨年 1 年間にあった所得について最終的な報告をすることで、正しく課税し納税するための大切な手続きです。申告の必要がある方は、忘れずに期限内に申告してください。

（申告書の提出期限は 3 月 15 日です）

申告の準備はお済みですか？

— 期限内に忘れずに申告しましょう —

確定申告書作成会場開設日

◎会場：役場 4階大会議室

		午前の部 8時30分～11時	午後の部 1時～3時30分
2/16	(水)	白 沢	白沢・桜屋
2/17	(木)	太 田	太田・岩清水
2/18	(金)	室 岡	室岡・館前
2/21	(月)	和 味	南矢幅3区
2/22	(火)	南矢幅4区	南矢幅4区・6区
2/24	(木)	南矢幅2区	下 北
2/25	(金)	矢巾2区	煙山・下赤林
2/28	(月)	矢巾1区	広宮沢1区・城内
3/1	(火)	新田1区・2区	
3/2	(水)	南煙山	広宮沢2区・南矢幅7区
3/3	(木)	南 昌	矢 次
3/4	(金)	上赤林・南矢幅5区	流通センター
3/7	(月)	土 橋	南矢幅1区
3/8	(火)	間野々	矢巾3区
3/9	(水)	西徳田2区	東徳田1区
3/10	(木)	西徳田1区	東徳田2区
3/11	(金)	藤 沢	
3/14	(月)	高田3区	北郡山
3/15	(火)	高田2区	高田1区

◆所得税の申告をする方で平日の来場が困難な方は、2月20日(日)・2月27日(日)にアイーナ会場を利用してください。

盛岡税務署「アイーナ会場」

盛岡税務署では、令和3年分の所得税・贈与税・消費税・地方消費税の申告書作成会場を盛岡駅西口アイーナ7階に開設します。盛岡税務署内には開設しておりませんのでご注意ください。

◆期間 2月16日(水)から3月15日(火)まで
※土・日、祝日を除く。ただし、2月20日(日)と2月27日(日)に限り開設します。

◆時間 午前9時から午後4時まで

「障害者控除対象者認定書」おむつ代医療費控除「確認書」の発行について

①「障害者控除対象者認定書」の発行

障害者手帳を持っていないくても、介護保険の要介護認定を受けていて一定の基準に該当する方は、申請により町発行の「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます(基準について詳しくはお問い合わせください)。

②おむつ代の医療費控除「確認書」の発行

(1)～(3)の要件をすべて満たす方は、申請により、医師の発行する「おむつ使用証明書」の代わりに提出できる、町の「確認書」の交付を受けることができます。

- (1) おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降
- (2) 要介護認定を受けている
- (3) 要介護認定の際に使用した主治医の意見書により、寝たきり状態で尿失禁の可能性があると認められている

①・②の発行・問い合わせ

介護保険被保険者証をお持ちの上、役場健康長寿課長寿支援係(さわやかハウス内 ☎611-2830)でお手続きください。

▼問い合わせ 確定申告について詳しくは、盛岡税務署(☎622-6141)、役場税務課賦課係(☎611-2522)まで。

または、国税庁ホームページ(QRコード)をご覧ください。



◆確定申告とは？
所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までに得たすべての所得と、それに対する税額を計算して翌年3月15日までに所轄の税務署に申告することです。
また、あらかじめ所得税を源泉徴収という形で納めている場合や、予定納税という形で前払いしている場合もあり、確定申告には所得税の精算手続きという意味合いもあります。
町で受け付ける確定申告は「所得税の還付申告」、「所得税を納める申告」、「住民税の申告」の3つに大きく分けられます。
「所得税の還付申告」については確定申告の義務はありませんが「所得税を納める申告」は必ず確定申告をする必要があります。申告をしなかったり、期限を過ぎて申告をする、延滞税や加算税が科せられると、また「住民税の申告」をしないと、所得証明が発行できないほか、国民健康保険税の軽減や各種の減免、給付金などが受けられないなどの不利益があります。必ず期限内に、正しく申告をしましょう。

◆確定申告が必要な方は？
次の事項に該当する方は、所得税の確定申告が必要です。
① 事業所得(営業・農業など)や、不動産所得がある方
② 給与所得があり、次の事項に該当する方
(a) 給与収入金額が2千万円を超える
(b) 給与のほかに収入がある
(c) 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしていない給与がある
(d) 年の途中で退職したなどの理由で年末調整をしていない
③ 公的年金等の収入のほかに所得がある方
※公的年金等の収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告を要さないこととされていますが、住民税の申告が必要となる場合があります。
また、源泉所得税の還付を受ける場合なども、申告が必要です。詳しくは、申告会場でお問い合わせください。

◆確定申告に必要なものは？
① 所得を証明する書類
(a) 事業所得(営業・農業等)や不動産所得がある方：収支内訳書とその根拠となる帳簿・売上明細・領収書などの事業の収支を明らかにする書類
(b) 給与所得、公的年金などの収入、退職所得がある方：源泉徴収票
(c) 個人年金収入がある方：支払金額・必要経費・源泉徴収税額が分かるお知らせなど
(d) 原稿料や講演料などを受け取った方：その支払調書などと必要経費の領収書
(e) 満期保険金などを受け取った方：総合課税対象額が記載された支払明細書など
(f) その他所得が分かる支払明細など
② 控除を申告する項目の支払いなどを証明する書類
(a) 社会保険料(国民年金や任意継続、国保など)の領収書
(b) 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払証明書
(c) 障害者控除を申告する場合、障害者手帳や障害者控除対象者認定書
(d) 住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)を新規に申告する場合、別途お問い合わせください。
ただし、令和4年1月1日現在で矢巾町に住んでいる方に限り、2月16日から3月15日の間のみ、役場の確定申告書作成会場でも所得税の確定申告書を提出できます。期間中の会場は大変混み合いますので、指定の日時への来場にご協力ください。

③ はんこ(スタンプ)印は不可
④ 申告者名義の金融機関の通帳と通帳印
⑤ 税務署から送付された申告書や所得計算用紙、はがきなど
⑥ 過去2～3年の間に申告した方は、その収支内訳書と申告書の控え
⑦ 申告者のマイナンバーカードおよび本人確認書類(詳細は5ページ)
(e) 医療費控除を申告する場合、「医療費の明細書」の提出が必要となります。領収書の提出では受け付けできません。令和元年分以前の申告についても、同様となります。支払いと給付の領収書を集計のうえ、明細書を作成し持参してください。また、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合(通常の医療費控除との選択適用)は、「セルフメディケーション税制の明細書」の提出が必要です。令和2年分以前の申告については明細書に加え、「一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類」の提出が必要となります。※明細書の用紙は、国税庁ホームページからダウンロードするか、役場1階税務課賦課係の窓口で取得することができます。
(f) 寄附金控除を申告する場合、寄附した自治体、団体などから交付を受けた寄附金の受領証など